



東大和市監査委員告示第1号

令和3年度財政援助団体等監査（東大和市シニアクラブ連合会）の結果に基づき措置された事項について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和4年6月29日

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 二宮 由子

改善措置報告書

監査の種類： 財政援助団体等監査

部署名： 健幸いきいき部地域包括ケア推進課（福祉部高齢介護課）

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p>1 補助金の交付について</p> <p>令和3年度東大和市老人クラブ等補助金交付要綱第3条に規定している、補助対象となる経費は、該当する事業に係る経費のうち、報償費、需用費（食糧費を除く）、役務費並びに使用料及び賃借料となっている。</p> <p>この補助対象をより分かりやすくするために「補助対象経費の支出例」等を作成し、連合会に配布も行っているが、補助金交付要綱の規定と合致していない支出が見られる。</p> <p>連合会の現状を踏まえ、補助金が効果的に活用され、連合会が持続及び発展できるよう、時勢に則した見直しを図るよう要望する。</p> <p>また、連合会の役員の交替もあり得ることから、その内容が十分に伝わるよう、定期的な説明を実施するとともに連合会から補助金に対する事業計画書や収支予算書等が提出された時点で内容の確認を十分に行うよう要望する。</p>	<p>措置の状況</p> <p>①改善済み ②改善中(完了目途： 年 月末) ③検討中(終了目途： 年 月末)</p> <p>監査の結果を踏まえ、令和4年度は規定と合致した支出となるよう要綱を以下のように見直した。</p> <p>(1) 補助対象事業及び経費を別表で例示して規定した。</p> <p>(2) 補助対象事業であっても不相当と認められる経費については、補助対象外経費として規定した。</p> <p>連合会が持続・発展して活動するために、これまで補助対象外経費としていた以下のものについて、補助対象経費として取り扱うよう見直しを行った。</p> <p>(1) 指導者の育成に寄与するもの</p> <p>(2) 他市クラブとの交流促進に寄与するもの</p> <p>(3) 連合会に所属する各老人クラブの発展に寄与するもの</p> <p>(4) 活動への参加促進に寄与するもの</p> <p>今般、見直しをした補助金交付要綱については、毎年度の交付申請等の際に継続して丁寧な説明を実施するとともに、事業計画書や収支予算書等が提出された時点で内容の確認をより一層行う。また、連合会から事業計画や活動内容について相談があった場合には、補助金が適切に活用できるよう助言等を行う。</p>